### 戦没者等のご遺族の皆さま

# 特別弔慰金(25万円の国債) 請求手続きはお済みですか?



戦没者等のご遺族に、第11回特別弔慰金が支給されま す。請求期限を過ぎると、この弔慰金を受ける権利がな くなります。手続きをしていない方はお早めにご請求く ださい。

#### ▶支給対象

戦没者等の死亡当時のご遺族で令和2年4月1日(基 準日)に、「恩給法による公務扶助料」や、「戦傷病者 戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦 没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番によ る先順位のご遺族お1人に、特別弔慰金が支給されま す。

●令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護 法による弔慰金の受給権を取得した方

#### 2戦没者等の子

- ③戦没者等の ●父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係があったこと等の要 件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わ ります。
- 4 上記 1 から 3 以外の戦没者等の三親等内の親族 (甥、姪など)
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係 があった方に限ります。
- ▶支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- ▶請求期間 令和5年3月31日まで
- ※請求期間を過ぎると、第11回特別弔慰金を受け取る ことができなくなりますので、ご注意ください。
- ▶請求窓口 町住民生活課

お問い合わせ 町住民生活課(☎852・5112)

# 令和3年2月1日(月)から軽油引取税免税証(農業用) 交付申請の(仮)受付を開始します

- ●農業のために農業用機械で使用する軽油については、 あらかじめ県から交付を受けた免税証を軽油購入時に 販売店へ提出することにより、軽油引取税 (1 次あた) り32.1円)が免税されます。
- ●農業用免税軽油制度は、法律上、令和3年3月31日 で終了することになっていますが、制度が継続された 場合に対応するため、令和3年度使用分の免税証交付 申請の(仮)受付を秋田県総合県税事務所課税部 課 税第二課(秋田地方総合庁舎1階)で令和3年2月1 日例から行います。
- ●制度が継続されない場合、免税証を交付できません。 制度が継続された場合、申請日に応じて4月以降に免 税証を交付する予定です。
- ●制度が継続された場合、免税軽油使用者証(厚紙)の 有効期間は、免税軽油使用者証の交付日から3年間と なりますので、交付年月日が平成30年12月以前であ る場合は更新申請が必要です。
- 必要書類が揃っていないまたは記入漏れがある場合、

受付は後回しになりますので、必要書類を揃え、全て 記入したうえでお越しください。

- ●共同申請には全員分の印鑑と耕作証明が必要です。 また、使用者の加入または入れ替えがある場合は、更 新申請が必要です。
- ●すでに購入した分や作業を終えた分の軽油について は、免税証を交付できません。
- ●申請書類は前回交付時にお渡ししていますが、秋田県 総合県税事務所課税部 課税第二課に用意していま
- ●本年度は郵送申請することができます。詳しくは秋田 県公式サイト「美の国あきたネット」をご覧ください。
- ●お越しの際はマスク着用、ਁ竣エチケットおよび手指消 **毒等にご協力お願いします。**
- ●秋田県公式サイト「美の国あきたネット」で必要書 類、申請手続き等についてご案内しています。「秋田 県 免税軽油 令和3年」で検索してください。一部 の様式をダウンロードできます。

お問い合わせ 秋田県総合県税事務所課税部 課税第二課(☎860・3341、風860・3333)

# あきた回帰キャンペーン展開中!

町では、県と連携して、県外に住む学生や社会人の「呼びかけてみませんか。秋田を離れて暮らすお子さんや 方々の秋田での就職や定住をサポートする「あきた回帰 b お知り合いで「そろそろ秋田に帰ろうかな b 「秋田に住 キャンペーン」を年間を通じて展開しています。

ご家族が帰省する機会に「秋田に戻ってこない?」と 以下の相談窓口を紹介してください。

んでみたい」という方がいらっしゃいましたら、ぜひ、

# 秋田への移住・秋田での就職を全力サポート/

移住・就職相談窓口を東京と秋田に設置しています。県外にお住まいのご家族や知人で、秋田への移住や秋田で の就職を考えている方に、以下の窓口をお勧め下さい。

▶学生就活サポート・Aターン就職相談窓口「Aターンプラザ秋田」

ところ:都道府県会館7階県東京事務所内(東京メトロ永田町駅すぐ)

連絡先: ☎0120 • 122 • 255 (月~金) 9:00~17:45

「あきた学生就活緊急サポートデスク」を開設しました!

新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱えて就職活動をしている大学生等の県内就職を サポートするため、Aターンプラザ内に緊急の相談窓口「あきた学生就活緊急サポートデスク」を 開設しました。上記連絡先のほか、メールでの相談も受け付けております。

相談窓口メールアドレス: arr87610@pop29.odn.ne.jp

▶移住・就職相談窓口 「あきたで暮らそう! Aターンサポートセンター」

ところ:東京交通会館8階ふるさと回帰支援センター内(JR有楽町駅前)

連絡先: ☎080・9292・5195 (火~日) 11:15~18:00

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館などの場合があります。

最新情報は「移住・定住ポータルサイト」をご覧ください。

東京

▶Aターン就職登録・相談窓口「秋田県ふるさと定住機構」

ところ:秋田テルサ3階(秋田市御所野)

連絡先: ☎018・826・1731(月~金) 9:00~17:00



## 情報収集はこちらから

#### ▶秋田県就活情報サイト 「KocchAke!!(こっちゃけ)

新卒者向けの就活情報サイトです。

県内企業情報や採用情報を掲載。県や市町村の就職 支援イベントや各種支援制度の情報もご覧いただけ ます。

こっちゃけ



## ▶移住ポータルサイト 「"秋田暮らし"はじめの一歩し

移住総合情報サイトです。

移住関連イベントや支援制度などを掲載。

秋田暮らしのヒントが満載です!

秋田暮らし はじめの一歩



# 各種支援制度もご用意/

#### ▶秋田への移住で最大200万円 ~移住支援金~

東京圏から移住して対象法人に就業する方に、市町 村と共同で移住支援金を支援する制度です。

詳しくは

秋田移住支援金マッチングサイト



#### ▶最大3年間で60万円 ~奨学金返還助成制度~

平成31年4月以降の県内就職者を対象とした奨学 金返還助成制度です。

最大3年間で60万円助成します。募集人数に制限 がなく、出身地は問いません。

詳しくは

秋田奨学金返還助成



23 広報「ごじょうめ | 1037号 令和2年12月1日 KOHO GOJOME No.1037 2020.12.1 22